

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代のとちぎを担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民すべての願いです。

県では、平成 28（2016）年 3 月に第 4 期となる「とちぎ青少年プラン 2016～2020」を策定し、青少年健全育成施策を総合的に推進してきました。

この間、少子高齢化の進展による人口減少をはじめ、家族形態の多様化、超スマート社会（Society5.0）を見据えたデジタル化への対応や、新型コロナウイルス感染症対策として「新たな日常」の定着が求められるなど、社会情勢は大きく変化し、県民生活全般に大きな影響を及ぼしています。

また、青少年を取り巻く環境は、スマートフォン等の急速な普及に伴う SNS に起因した犯罪被害やトラブルの増加、いじめ、不登校、貧困、虐待の問題、ひきこもりの長期化・高年齢化等、様々な問題が相互に影響し合い、複雑で多様な状況となっています。

このため、前プランを継承しつつ、現在の青少年の置かれた状況を踏まえた上で、青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進するため、新たな「とちぎ青少年プラン」を策定します。なお、策定にあたっては、栃木県青少年健全育成条例の基本理念や「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえ策定します。

■ 栃木県青少年健全育成条例 基本理念（条例第 3 条による）

青少年の健全な育成については、

- ① 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。
- ② 社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。
- ③ 青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

2 計画の性格及び役割

- (1) 「栃木県青少年健全育成条例」第 10 条に基づく基本計画とします。
- (2) 本プランと「とちぎ子ども・子育て支援プラン」と併せて、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- (3) 子どもを育むための基本理念、大人の行動指針として平成 22（2010）年 2 月に制定した「とちぎの子ども育成憲章」を踏まえた計画とし、県はもとより、市町、家庭、学校、職場、地域などが相互に連携・協力を図りながら、県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進していくための指針とするものです。
- (4) 県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」との整合性を図りながら、青少年の健全育成の基本的方向を示すものです。

- (5) 子育て環境づくり、学校教育や若者の就労支援については、それぞれ「とちぎ子ども・子育て支援プラン」、「栃木県教育振興基本計画」、「新とちぎ産業成長戦略」でその具体的な施策を明らかにしています。

3 計画の期間等

本プランは、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

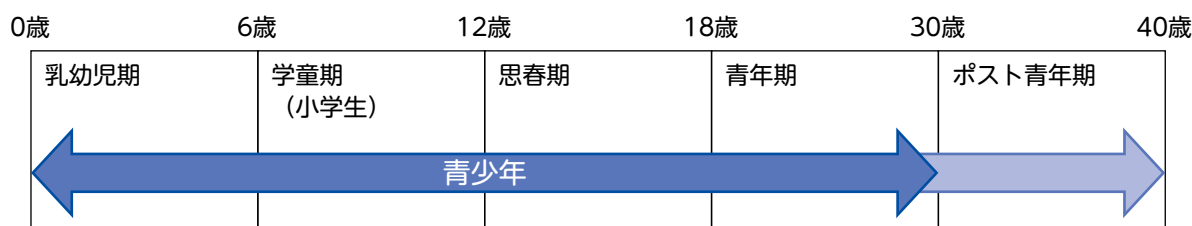
なお、社会情勢などの変化に適切に対応するために、必要に応じてプランの見直しを行うものとしています。

なお、プランに基づく県施策の具体的な実施計画については、毎年度示していきます。

4 計画の対象となる青少年の範囲

本プランの対象者は、概ね30歳までの青少年とします。円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

なお、「青少年」の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「子ども・若者」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。



参考：内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」

5 計画の構成

本プランは、5章で構成されています。

第1章では、計画の概要として、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画の対象となる青少年の範囲、計画の構成を示しています。

第2章では、青少年を取り巻く状況として、社会環境の変化について示すとともに、青少年の現状を示しています。

第3章では、計画の基本方針として、これまでの取組や課題を踏まえ、計画の基本目標や施策の体系を示しています。

第4章では、基本目標に基づき、県が行う主な施策の取組を示しています。

第5章では、計画の推進体制について示しています。